

商工会合併に向けて

はじめに

西根町商工会、松尾村商工会及び安代町商工会は、昭和35年に「商工会の組織等に関する法律」が施行されて以来、地域主義を理念として、地域商工業者の経営改善と地域経済の活性化を図るため、国、県及び市町村から財政的支援を受けながら、地域内小規模事業者を対象に各種事業に積極的に取り組み地域経済団体としての役割を果たしてきました。

しかし、これからは国が推進している三位一体改革の取り組みに象徴される国、県及び市町村の行財政の厳しさにより、これまでのような財政的支援を期待することは難しい情勢にあります。

また、商工会法の基本原則や市町村の商工行政との一体性の確保等の観点から、一市町村一商工会が望ましい姿であることから、地域主義を基本理念としている商工会は、地域の商工業者や住民、行政など地域全体から必要とされ、その存在意識を明らかにするため、八幡平市3商工会は、広域的な観点に立ち、新しい地域ニーズを的確に捉え、それに応えるための組織体制の確立が求められています。

1 . 商工会合併の背景

～今なぜ商工会合併なのか～

商工会を取り巻く環境が一変し、高度経済成長後の地域経済社会の変化と、国の中小企業施策の転換に伴い、従来よりも多様かつ高度な支援ニーズに対応するため、中小企業庁が平成12年に各都道府県に対し、経営改善普及事業の広域的实施体制の構築に向けた見直しのマスタープラン策定の取りまとめを要請されました。岩手県では、これを受けて経営改善普及事業の改善策、広域的实施体制、市町村合併と商工団体等の多岐にわたる分野が検討され、いわゆるマスタープランが示されました。

(1)歴史的経過

西根町、松尾村、安代町の3町村は、それぞれ合併を経て、明治から昭和30年代にかけて誕生し、現在に至っています。松尾村は明治22年以来115年間単独村制を施行してありました。3町村は歴史的、地理的に強い結びつきを持っており、行政、産業、経済、教育、生活の面においても活発な交流が行われてきました。

(2)生活圏の一体化と住民ニーズの高度化

戦後、高度経済成長期を経て、道路や公共施設など、地域の社会的基盤は着実に整備が進んできました。特に、道路や情報通信網などの発達によって、住民の生活圏や活動範囲は、一段と拡大・広域化しており、従来の地域の枠組みだけではおさまらない生活様式へと移り変わってきています。

(3)厳しい財政事情

国が進めている三位一体改革の取り組みに象徴される国、県、市町村の行財政の厳しさにより、これまでの補助金依存度の高い商工会は、深刻な時代を迎えています。今後においては、組織のスリム化と徹底した効率化、そして広域的連携、更には、財政の健全化に向けて新しい収益事業等の模索と等しく厳しい財政下にある他産業及び行政、地域との綿密な連携による効率的財政運営が求められています。

(4)市町村合併

市町村合併特例法を契機に県内各市町村では、広域合併が進められています。西根町、松尾村、安代町では生活圏の広域化、少子高齢化の進行、厳しい財政状況、地方分権社会の到来を背景に、平成17年9月1日合併し、八幡平市が誕生しました。この行政合併の進展に伴い、3町村商工会も県の「一市町村一商工団体」の方針の下、平成17年6月3日に合併協議会を設置し、以来検討協議を重ねてまいりました。



【挨拶を述べる 高橋富一合併協議会会長】

(5)岩手県のマスタープランと緊急課題

平成15年3月に「経営改善普及事業の広域的实施体制等に関する基本的方向について」(マスタープラン)が具体的実施スケジュールを含め提示され、市町村合併により商工団体が併存状態になった場合の補助金に対する調整方法が示されました。また、商工会運営上の基礎的数値である小規模事業者数の算出方法に事業所・企業統計が平成18年度から採用されることにより、職員設置の減少が見込まれており、それぞれ緊急かつ重要な課題を抱えています。

2 . 商工会の現状と課題

これまで商工会は、国、県及び市町村からの財政支援を受け、商工行政の一翼を担ってきました。私たち商工会でも、これまで経営改善普及事業をはじめ、地域振興のための各種事業を適時適切に行ってきました。

しかし、国を挙げての行財政改革に伴う社会構造の大変革により、国は小規模企業政策の見直しの中で、商工会事業に対する政策的支援は原則として地方自治体に委ねていく方向を示したものの、一方で県や市町村財政も逼迫していることから、これら補助金に多くを期待することはできない状況にあります。このため、商工会活動が財政面で制約される恐れがあり、商工会が地域の総合的な経済団体としての役割を果たしていくためには、自己財源を充実することによって自主的な活動の基盤を確保していくことが課題となっております。

3 . 合併協議

(1) 合併協議会等会議の開催

平成17年6月に商工会合併協議会を設置以来、組織部会、事業部会、財政部会を毎月開催し、各部会で研究、調整された事項を幹事会において検討、協議し、これを合併協議会で審議を行い、8回にわたり協議会を開催しています。

なお、10月7日八幡平市松尾総合支所において開催された第5回合併協議会において、3町村商工会長が合併基本協定に調印しました。

合併協議会

平成17年 6月 3日(金)	第1回	会場	西根町商工会館
平成17年 7月 1日(金)	第2回	会場	松尾村総合福祉センター
平成17年 8月 2日(火)	第3回	会場	ふれあいセンター安代
平成17年 9月 9日(金)	第4回	会場	西根町商工会館
平成17年10月 7日(金)	第5回	会場	八幡平市松尾総合支所
平成17年11月17日(木)	第6回	会場	ふれあいセンター安代
平成17年12月 2日(金)	第7回	会場	西根町商工会館
平成17年12月14日(水)	第8回	会場	八幡平ハイツ

幹事会

平成17年 6月 8日	第1回
平成17年 6月29日	第2回
平成17年 7月29日	第3回
平成17年 9月 5日	第4回
平成17年10月 3日	第5回
平成17年10月26日	第6回
平成17年11月11日	第7回
平成17年11月16日	第8回
平成17年11月30日	第9回
平成17年12月 7日	第10回
平成17年12月26日	第11回



【合併基本協定書に調印(H17.10.7)】



【ネットワーク検討委員会(H17.8.4)】

組織部会

平成17年 6月17日	第1回
平成17年 7月25日	第2回
平成17年 8月29日	第3回
平成17年 9月26日	第4回
平成17年10月26日	第5回
平成17年11月10日	第6回
平成17年11月21日	第7回

事業部会

平成17年 6月20日	第1回
平成17年 7月21日	第2回
平成17年 8月22日	第3回
平成17年 9月27日	第4回
平成17年10月28日	第5回
平成17年11月21日	第6回

財政部会

平成17年 6月24日	第1回
平成17年 7月22日	第2回
平成17年 8月30日	第3回
平成17年 9月27日	第4回
平成17年10月28日	第5回
平成17年11月10日	第6回

ネットワーク構築検討会

平成17年 7月14日	
平成17年 8月 4日	(視察)
平成17年 8月11日	
平成17年11月16日	

事務担当者等会議

平成17年 6月13日	
平成17年 9月 6日	
平成17年10月12日	
平成17年10月25日	
平成17年11月 8日 ~ 9日	
平成17年11月18日	

青年部会議

平成17年 7月19日
平成17年 9月21日

女性部会議

平成17年 8月23日
平成17年 9月20日

(2) 合併協議会視察研修の開催

商工会合併先進地視察研修を平成17年7月12日～13日の2日間にわたり実施し、次のとおり研修を行いました。

商工会合併先進地視察研修

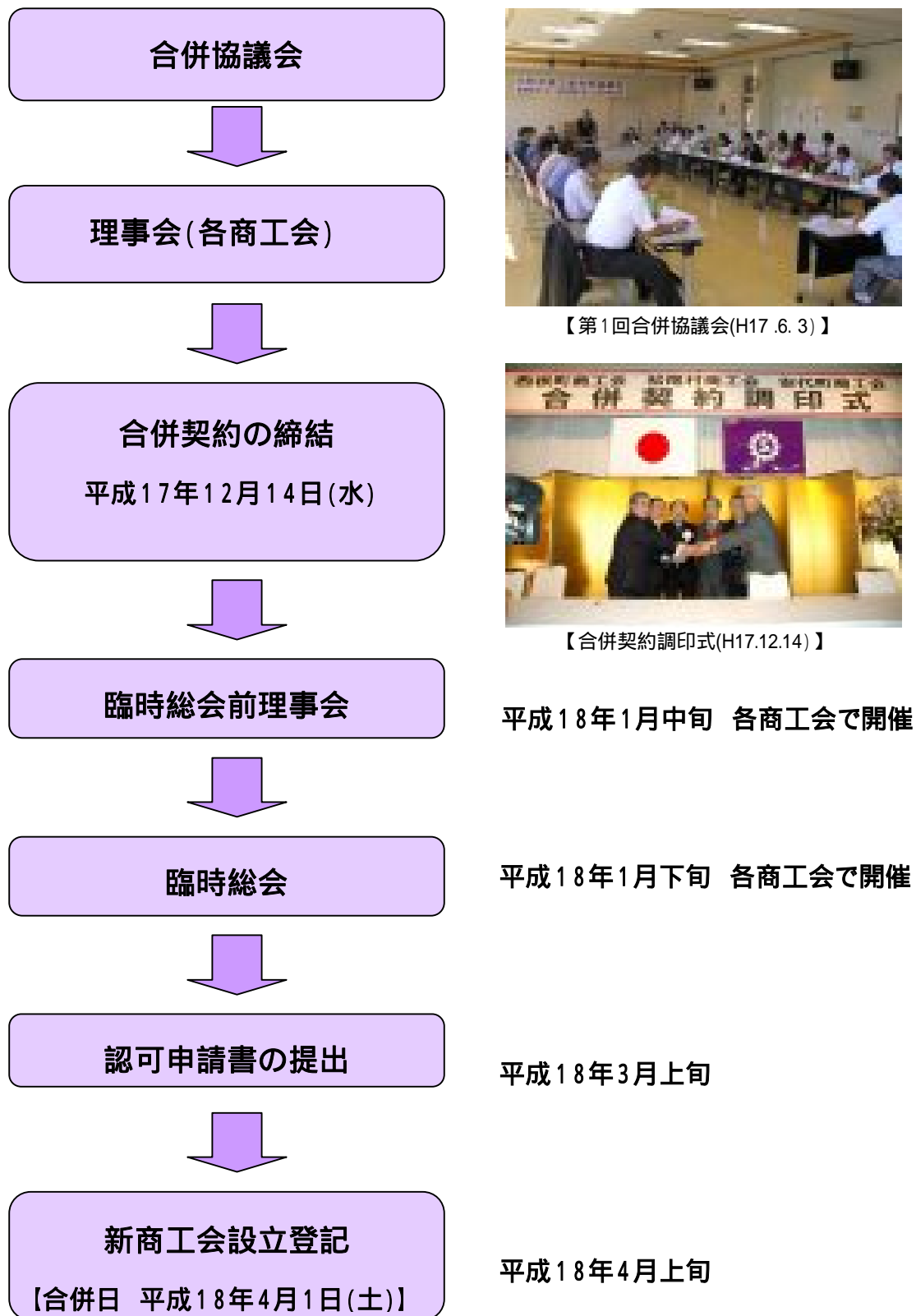
- 1 期 日 平成17年7月12日(火)～13日(水)【2日間】
- 2 視 察 先 秋田県 象潟金浦仁賀保商工会 宮城県 登米みなみ商工会
- 3 目 的 商工会合併の先進地を訪問し、合併取組みの経緯や合併協定(調整)項目の協議内容等を視察研修し、本協議会における合併協議の参考に資する。
- 4 視察内容
合併協議会の経緯と協議事項について
合併方式の決定までのプロセスについて
会費賦課基準の調整について
本所及び支所機能と職員配置について
商工会合併に伴う市町村補助金について
事務事業等の調整について
本所と支所間の電算システムについて
商工会員への情報提供等について
合併時及び合併後の課題と対応策について
- 5 参 加 者 西根町商工会・松尾村商工会・安代町商工会合併協議会
委員及び事務局員 24名
- 6 研修成果 この研修では、研修先の正副会長や事務局長をはじめ職員の方々に丁寧な対応をして頂きました。両商工会での研修は、合併の調印まで、様々な諸問題解決のために、各種委員会等数多くの会議を開催し調整していかねばならないことなど、今後の参考になり、有意義な実のある視察研修となりました。



【商工会合併先進地視察研修(H17. 7.12～13)】

(3) 合併スケジュール

商工会合併までのスケジュールは、次のとおり合併協議会、各商工会の理事会及び臨時総会の承認を経て合併を行うものです。



4. 合併協定項目

(1) 合併協定項目

NO	協定(調整)項目	協議・合意決定日
【基本事項】		
1	合併の時期	H17. 7. 1
2	合併の方式	H17. 7. 1 H17. 8. 2
3	新商工会の名称	H17. 7. 1
4	新商工会の事務所の位置	H17. 7. 1
< 組織関係 >		
5	役員数及び役員の選出方法	H17. 7. 1 H17. 9. 9
6	総代制採用の取扱い	H17. 7. 1
7	部会及び委員会	H17. 8. 2
8	青年部及び女性部	H17. 8. 2
9	組織及び事務局機構	H17. 8. 2
10	職員の身分の取扱い	H17. 8. 2
11	委託団体等の取扱い	H17. 8. 2
12	定款、規約、規程等	H17. 9. 9 H17 10. 7 H1711.17 H17.12.2
< 事業関係 >		
13	経営改善普及事業	H17. 7. 1
14	地域総合振興事業	H17. 7. 1
15	青年部事業及び女性部事業	H17. 8. 2
16	部会事業	H17. 8. 2
17	受託事業事務	H17. 8. 2
18	新商工会の事業計画	H17. 9. 9
< 財政関係 >		
19	加入金の取扱い	H17. 7. 1
20	会費及び特別賦課金の取扱い	H17. 7. 1
21	手数料及び使用料の取扱い	H17. 7. 1 H17. 8. 2
22	財産及び債務の取扱い	H17. 8. 2
23	新商工会の財政計画	H17.11. 17
24	新商工会設立計画	H17.10. 7 H17.12.2
25	電算システムの一元化等	H17. 9. 9

(2) 合併協定項目の内容

合併の時期(協定項目1)

合併の期日は、平成18年4月1日とします。

合併の方式(協定項目2)

編入(対等)合併とします。
法手続き上、西根町商工会が存続し、松尾村商工会及び安代町商工会は解散し西根町商工会に編入します。

新商工会の名称(協定項目3)

八幡平市商工会とします。
商工会は、その名称中に商工会という文字を用いなければなりません。また、一つの市町村を地区とする商工会では、当該市町村名を冠するのが一般的です。

新商工会の事務所の位置(協定項目4)

本所を現在の西根町商工会館とします。
支所は、旧松尾村及び旧安代町に置きます。

役員数及び役員の選出方法(協定項目5)

役員数は35人(会長1人・副会長2人・理事30人・監事2人)とします。
選出方法は、会員数(H17.4.1現在)に応じた案分比例により西根16人、松尾7人、安代10人、青年部1人、女性部1人とします。

総代制採用の取扱い(協定項目6)

新商工会においても会員が一堂に会する機会を確保し、広く会員の意見を取り入れることができる総会制を採用します。

部会及び委員会(協定項目7)

部会

部会員及び商工会の事業の適切な推進を図るため、次の部会を置きます。

商業部会	工業部会	建設業部会	サービス業部会
------	------	-------	---------

委員会

商工会の円滑な運営を図るため、常設委員会として次の委員会を置きます。

組織広報委員会	事業企画委員会	財政共済委員会
会費検討委員会	小企業等経営改善資金(マル経資金)審査委員会	

青年部及び女性部(協定項目8)

商工会の合併により3町村商工会青年部及び女性部を統合します。部の運営については、これまでの経過を踏まえ各青年部・女性部で協議するものとします。

組織及び事務局機構(協定項目9)

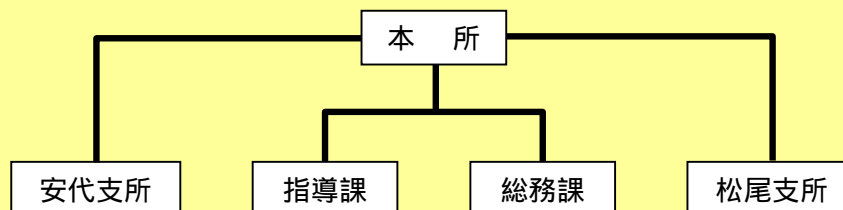
事務局

事務所として、本所及び2つの支所を設置します。

事務局体制は、総務課及び指導課の2課制とし、各々、組織の運営等管理的業務と事業実施に関する業務を行ないます。

本所及び支所では、職員が常駐し、当該地区内の事業者・会員へのサービス提供を行ないます。

職員は、事務局長1人、支所長2人、経営指導員4人、補助員3人、記帳専任職員4人の計14人体制になります。



職員の身分の取扱い(協定項目10)

全職員を新商工会に引継ぎ、新体制のもと、効果的・効率的に業務遂行を行ないます。

委託団体等の取扱い(協定項目11)

旧商工会の権利義務が新商工会に承継されることから、基本的には従来^の委託団体との契約を継続します。

定款、規約、規程等(協定項目12)

存続する西根町商工会の定款、規約及び関係規程の所要の改正をします。
主に、名称、地区等の改正のほか、部会規約、常設委員会規程、金融審査委員会規程及び小企業等経営改善資金審査委員会規程については、新規制定をします。さらに、手数料に関する規程については、全部改正をします。

経営改善普及事業(協定項目13)

従来から実施してきた記帳指導、金融相談、税務相談等の基本的事業は、継続するとともに、会員事業所のニーズや経営課題の把握に努め、より一層、サービス内容の充実と質的向上を図ります。
また、異業種参入や業種業態の転換、共同化、新商品・新サービス・新技術などの導入等、時代に対応した経営革新への取り組みについても、県商工会連合会等の関係機関と連携を図り、積極的に支援します。

地域総合振興事業(協定項目14)

地域経済団体として、商工業の発展のみならず、地域全体の活性化、魅力あるまちづくりを目指し、新八幡平市と連携を図りながら、各種事業に取り組みます。また、あらゆる分野で市町村の枠組みを越えた広域的取り組みが盛んになってきていることから、近隣商工会等との連携も積極的に図ります。

青年部事業及び女性部事業(協定項目15) 部会事業(協定項目16) 受託事業(協定項目17)

青年部

基本的に従来事業を継続実施します。
地域に密着したイベント等地域振興活動は、当面各地区で行うこととし、研修活動等連携の実績のあるものは統合します。
部会費については、3青年部において協議のとおり正部員年12,000円、賛助部員年10,000円とします。

女性部

基本的に従来事業を継続実施します。
事業活動及び部会費については、これまでの旧商工会単位の活動経過を踏まえ、女性部において協議するものとします。

部会事業

基本的には、従来事業を継続実施します。
地域のまつり、イベント等は、状況をみながら将来、観光協会等他団体への移行の検討を行い、また旧西根町の共通商品券発行事業については、西根地区のみならず今後、全市対象に向けて検討するものとします。

受託事業事務

委託団体等の取り扱いに関連し、これまでの受託実績を勘案し、原則として、従来の事務代行を継続します。

加入金の取扱い(協定項目19)会費及び特別賦課金の取扱い
(協定項目20)手数料及び使用料の取扱い(協定項目21)

加入金、会費及び特別賦課金

新規に商工会に加入する場合の加入金を徴収することとし、個人企業 5,000 円、法人企業 10,000 円とします。

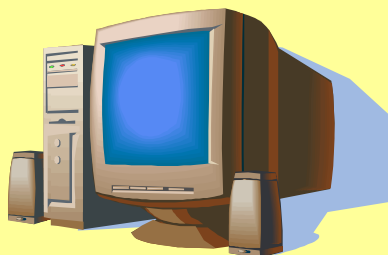
会費について、合併初年度は3商工会それぞれの旧賦課基準に準じて徴収するものとします。また合併2年度目は、新商工会において会費検討委員会を設置し、会費賦課基準を統一の方向で調整します。

特別賦課金は、従業員表彰負担分として、被表彰者1人 5,000 円から 10,000 円の範囲とします。

手数料及び使用料

手数料につきましては、次のようになります。

労働保険 手数料	年 7,200 円から 48,000 円(非会員は2倍の額)とする。 但し、合併当初の平成18年度は、経過措置を設け合併前商工会の旧基準との対比差額の50%を加減算する。
記帳機械化 手数料	記帳機械化は月 3,000 円から 6,500 円とする。(事務量を勘案し決定) 決算は月額手数料の1か月分とする。 新規委託者は、1年目は月額 3,000 円とし、2年目以降は正規に算出した額とする。 消費税分は年 3,000 円加算(本則課税・簡易課税問わず)とする。
決算関係 手数料	決算指導は年 3,000 円から 30,000 円とする。 消費税分は年 3,000 円加算(本則課税・簡易課税問わず)とする。
会館使用料	3商工会それぞれの旧基準に準じて徴収する。



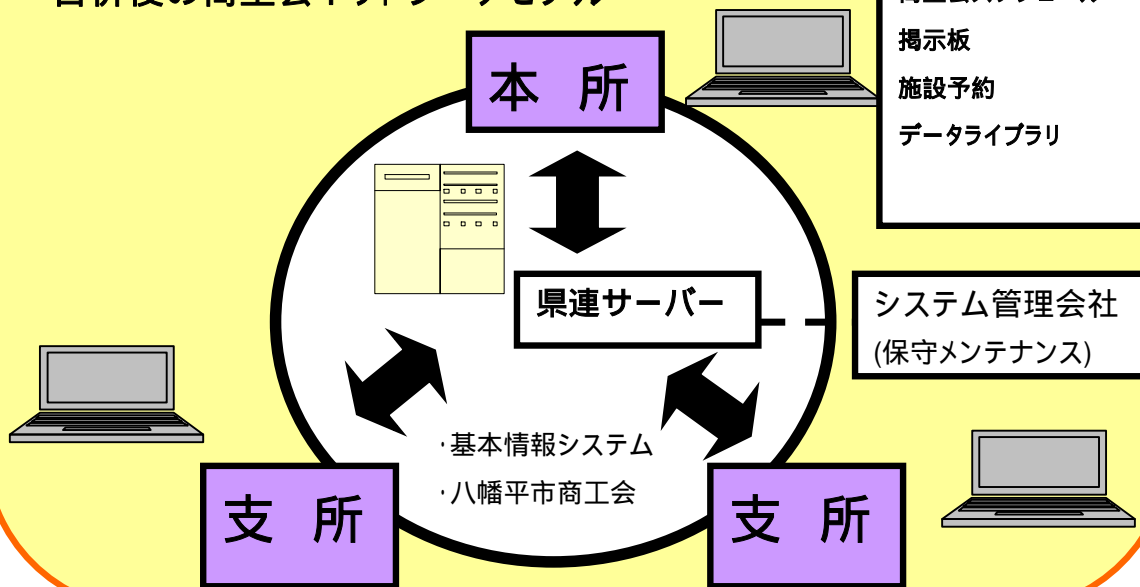
財産及び債務の取扱い(協定項目22)

合併前商工会の権利義務は、その一切を新商工会に引き継ぐものとします。

電算システムの一元化等(協定項目25)

基本的に、岩手県商工会連合会のシステムを利用することにより、本所・支所間の電算システム、情報の共有化を図ることが可能になります。

合併後の商工会ネットワークモデル



新商工会の事業計画(協定項目18) 新商工会の財政計画(協定項目23) 新商工会設立計画(協定項目24)

本報告書の「新商工会の将来計画」に内容を記載しています。

新商工会の将来計画

1. 商工会合併の趣旨

少子高齢化による人口減少、経済活動の低迷、産業構造の変化等により、商工会の多くは、商工業者や会員の減少といった共通の課題を抱え、加えて、行政の財政難による補助金の減少などが商工会財政や事業活動に与える影響が大きく、現在の組織体制、将来展望を含めた組織運営のあり方を抜本的に見直す時期にきています。

このような大きな変革期を迎え、経済活動の広域化や市町村合併が進む中、今や商工会の広域連携・合併への取り組みは避けて通れない問題であるとともに、多様化、専門化する会員企業のニーズに的確に対応していくためには3町村商工会が一体となり、効率的な組織運営と財政力の強化を目指す必要があります。

経営指導体制の強化

共通した事業の整理・統合等によって事務事業の合理化や経費節減が可能となります。

専門的経営指導の強化が図られます。

情報提供の充実

職員規模の拡大により、国や県の商工施策等商工業に関する情報提供の充実が図られます。

会員企業間のネットワーク強化

会員規模の拡大により、部会活動や会員企業間交流の範囲が広がり事業機会の創出が期待されます。

会員相互間の連帯感の輪が拡大されます。

地域で唯一の経済団体としての役割

組織の拡大により、地域経済団体としての役割の充実強化が図られます。

本所及び支所を設置し、それぞれの機能分担による効果的、効率的な業務遂行により、商工会全体の機能強化と会員サービスの向上が図られます。

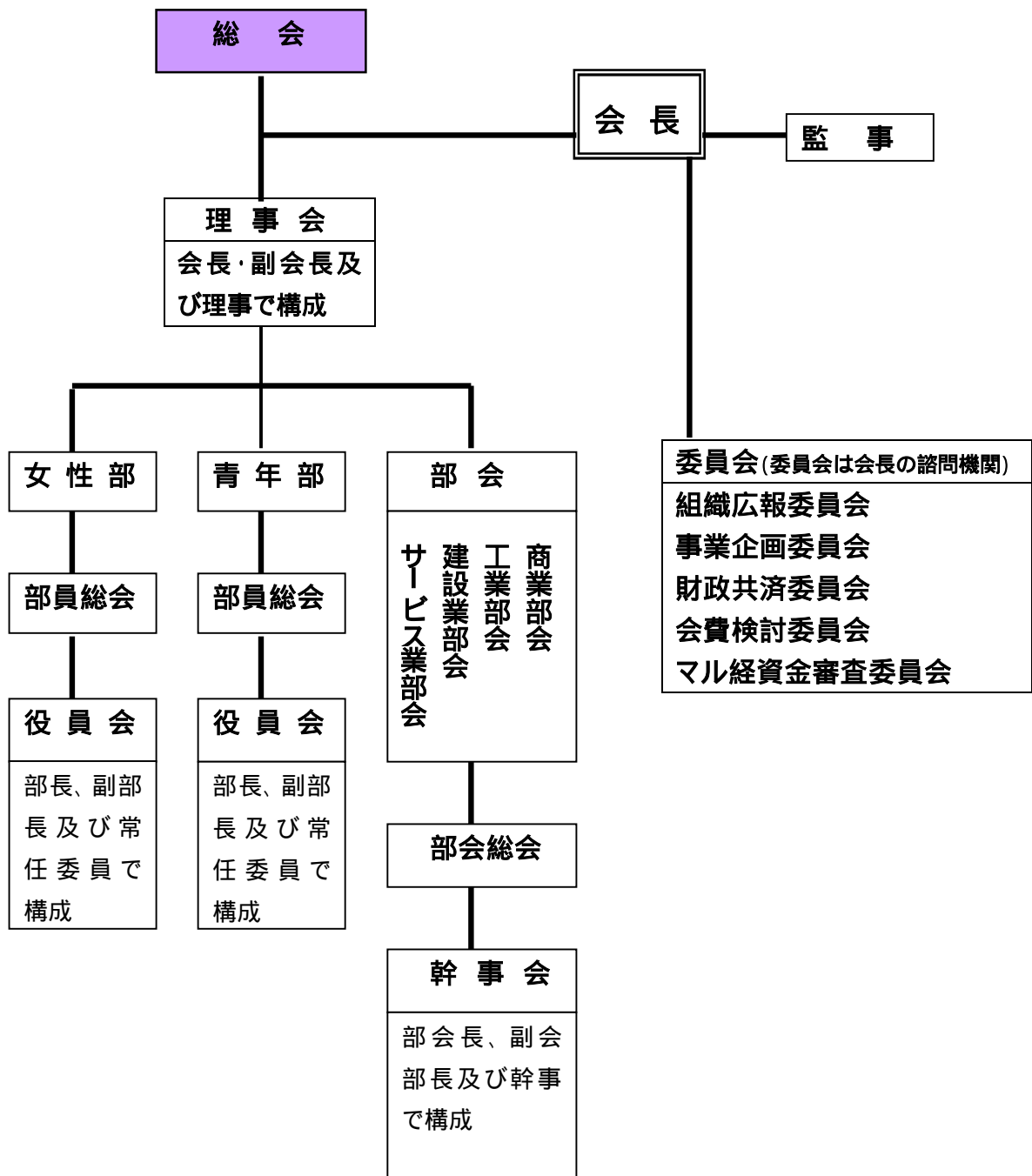
2. 新商工会の目指すべき将来像

商工会は、地域商工業の総合的発展と地域経済の向上を目的として設立されています。したがって、商工会は、地域商工業のための地域の組織体という基本理念に立ち、商工会が地域経営センターとして、地域を活性化させるための推進役となり、地域経済の発展の担い手となるために果たすべき役割は次の5つの柱にまとめることができます。

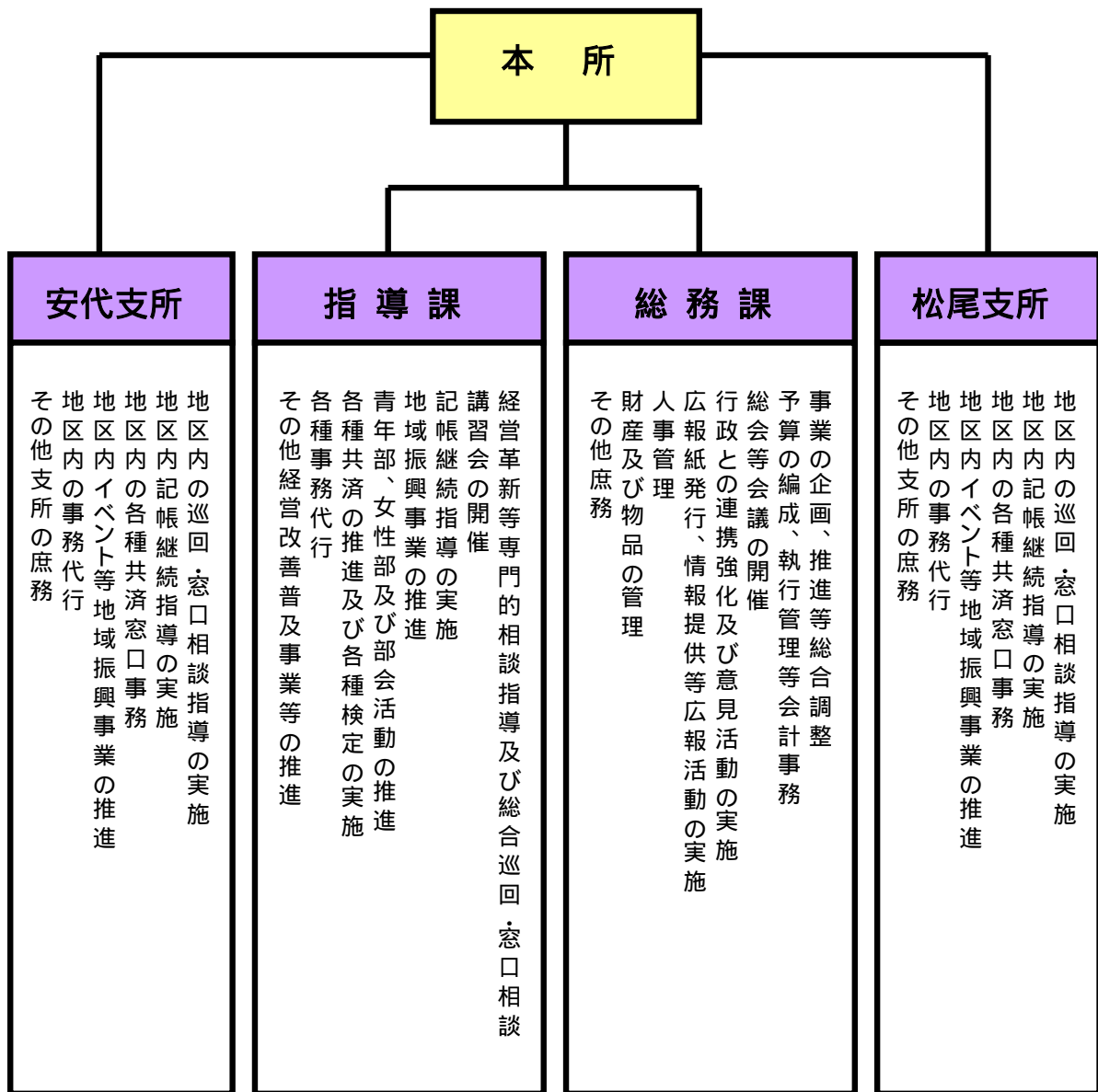


3. 組織機構

(1) 新商工会組織機構



(2)新商工会事務局機構



本所機能
 組織の運営等管理的業務及び事業、会計に関する総括的業務を行う。

支所機能
 地区内の事業者、会員サービス全般にわたる業務を行う。

事務局長	1人
支所長	2人
経営指導員	4人
補助員	3人
記帳専任職員	4人
計	14人

4. 事業計画

新商工会の重点事業は次の5項目です。

1 組織及び財政基盤の強化

新生商工会の組織及び財政基盤の強化を図るため、新規会員の加入促進と収益事業の推進に努める。

2 各部会、青年部及び女性部活動の推進

各部会、青年部及び女性部の統合による部会員同士の親睦交流と事業の円滑な推進に努める。

3 定期巡回相談指導の充実

会員企業のニーズ把握と適切な相談指導及び情報提供を行い、サービスの向上を図るため、定期巡回の充実に努める。

4 TMO 事業の継続実施

TMO 事業の継続実施と商工会合併による今後の取組みについて検討を行う。

5 事務事業の合理化と整理統合

事務の合理化と事業の効率的な推進に努めるとともに、今後に向けて継続事業の整理統合の検討を行う。

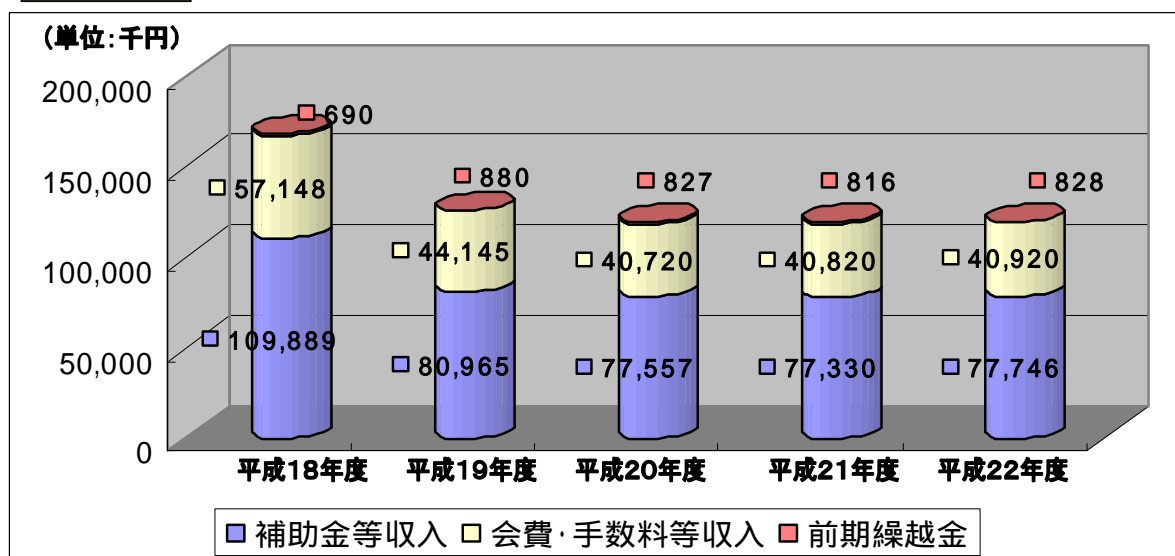
5. 財政計画

財政計画の基本的な考え方

新商工会における財政計画は、これまでの実績を基に、収入支出の項目ごとに会員の推移、補助金などを予測勘案し、合併後5年間の中期財政を推計したものです。

また、この計画は、平成17年度の財政内容をベースに作成していることから、今後の補助金情勢や事業計画などにより、必要に応じて見直しを行い、健全な財政運営に努めるものとします。

収入の部



支出の部

